

市区町村別集計項目(推進体制等)

岩手県	
市区町村数	33

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属			事務所掌	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無	
					問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)		問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況		問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法		問4-4 現在の状況
					17	21	6				33					
3	201	盛岡市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	盛岡市男女共同参画推進条例	2019年6月28日	2019年6月28日		第3次盛岡市男女共同参画推進計画	2020年7月31日 ~ 2030年3月31日	1	1	
3	202	宮古市	生活課	1	2	1	1				0	第5次宮古市男女共同参画基本計画	2021年12月 ~ 2026年3月	1	1	
3	203	大船渡市	男女共同参画室	1	1	1	1	大船渡市男女共同参画推進条例	2002年2月27日	2002年4月1日		第5次大船渡市男女共同参画行動計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
3	205	花巻市	地域づくり課	1	2	0	1	花巻市男女共同参画推進条例	2006年1月1日	2006年1月1日		第2次花巻市男女共同参画基本計画「男女(みんな)が互いに認め合い、ともにきらめくまち」の実現に向けて	2016年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
3	206	北上市	地域づくり課	1	2	1	1	北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例	2019年3月22日	2019年4月1日		きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
3	207	久慈市	地域づくり振興課	1	2	1	1				0	第2次久慈市男女共同参画計画	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1	
3	208	遠野市	生涯学習スポーツ課	1	2	0	0				0	第4次と・お・の いきいき参画プラン-第4次遠野市男女共同参画基本計画-	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
3	209	一関市	いきがいきづくり課	1	2	1	1				0	第4次いちのせき男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
3	210	陸前高田市	まちづくり推進課	1	2	0	1				0	陸前高田市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
3	211	釜石市	男女共同参画室	1	1	1	1				0	かまいし男女共同参画推進プラン2019	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
3	213	二戸市	公民連携推進課	1	2	0	1				0	第2次二戸市男女共同参画計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
3	214	八幡平市	文化スポーツ課	1	2	0	0				0	第2次八幡平市男女共同参画計画	2016年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
3	215	奥州市	地域づくり推進課	1	2	1	1	奥州市男女共同参画推進条例	2007年3月14日	2007年3月14日		第2次奥州市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2026年3月	1	1	
3	216	滝沢市	地域づくり推進課	1	2	0	1				0	滝沢市男女共同参画計画～たきざわ輝きプラン3～	2023年4月 ~ 2032年3月	0	1	
3	301	雫石町	総合政策課	1	2	0	0				0	雫石町男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
3	302	葛巻町	総務課	1	2	0	0				0				0	0
3	303	岩手町	企画商工課	1	2	1	1				0	第3次いわてまち男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
3	321	紫波町	企画課 総合政策係	1	2	1	1				0	第二次紫波町男女共同参画推進計画	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1	
3	322	矢巾町	文化スポーツ課	1	2	1	1				0	田園都市やはば第2次男女共同参画プラン～中間改訂版～	2021年3月 ~ 2026年3月	1	1	
3	366	西和賀町	生涯学習課	2	2	1	1				0	第2次西和賀町男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1	
3	381	金ヶ崎町	中央生涯教育センター	1	2	0	1	金ヶ崎町男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		(第3次金ヶ崎町男女共同参画基本計画)	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	0	
3	402	平泉町	まちづくり推進課	1	2	1	1				3	(平泉町男女共同参画プラン)	2017年4月 ~ 2027年3月	1	0	
3	441	住田町	教育委員会 生涯学習係	2	2	1	0				0	第2次住田町男女共同参画計画	2020年9月 ~ 2026年3月	1	1	
3	461	大槌町	総務課	1	2	0	0				0	大槌町男女共同参画推進計画 おもいやりおおつちプラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
3	482	山田町	政策企画課	1	2	0	0				0	第2次やまだ男女共同参画推進プラン	2017年4月 ~ 2025年3月	1	1	
3	483	岩泉町	社会教育室	2	2	1	0				0	第3次岩泉町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	
3	484	田野畑村	企画観光課	1	2	0	1				0	(田野畑村総合計画前期基本計画)	2022年4月 ~ 2025年3月	0	0	
3	485	普代村	普代村教育委員会事務局	2	2	0	0				2				0	0
3	501	軽米町	総務課	1	2	0	0				0	第2次軽米町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
3	503	野田村	住民生活課	1	2	1	1				2	第2次野田村男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2028年3月	0	1	
3	506	九戸村	教育委員会生涯学習係	2	2	1	1				0	九戸村男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
3	507	洋野町	町民生活課	1	2	0	0				0	第3次洋野町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
3	524	一戸町	生涯学習・協働推進課	1	2	0	0				0	第2次一戸町男女共同参画基本計画	2016年3月1日 ~ 2025年2月28日	0	1	

<選択肢回答>

- | | | | | |
|--|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
2 2023年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無 |
| 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない | 諮問機関
1 有
0 無 | | | |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営					
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			1									0	1	0	1	0	0	1	0
3	201	盛岡市	もりおか女性センター		020-0871	岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号 プラザおでって1・5階	019-604-3303	019-601-4031	http://mjc.sankaku-npo.jp		○		○					○	
3	202	宮古市																	
3	203	大船渡市																	
3	205	花巻市																	
3	206	北上市																	
3	207	久慈市																	
3	208	遠野市																	
3	209	一関市																	
3	210	陸前高田市																	
3	211	釜石市																	
3	213	二戸市																	
3	214	八幡平市																	
3	215	奥州市																	
3	216	滝沢市																	
3	301	雫石町																	
3	302	葛巻町																	
3	303	岩手町																	
3	321	紫波町																	
3	322	矢巾町																	
3	366	西和賀町																	
3	381	金ヶ崎町																	
3	402	平泉町																	
3	441	住田町																	
3	461	大槌町																	
3	482	山田町																	
3	483	岩泉町																	
3	484	田野畑村																	
3	485	普代村																	
3	501	軽米町																	
3	503	野田村																	
3	506	九戸村																	
3	507	洋野町																	
3	524	一戸町																	

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

岩手県

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業										
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			1						1	1	1	1	0	1	0	0	0	
3	201	盛岡市	もりおか女性センター	2000年6月1日	13	1	22,292	○	○	○	○		○					シングルマザー対象講座、男性対象講座、リプロダクティブヘルスライツ講座、非正規女性対象講座、LGBT講座
3	202	宮古市			0	0	0											
3	203	大船渡市			0	0	0											
3	205	花巻市			0	0	0											
3	206	北上市			0	0	0											
3	207	久慈市			0	0	0											
3	208	遠野市			0	0	0											
3	209	一関市			0	0	0											
3	210	陸前高田市			0	0	0											
3	211	釜石市			0	0	0											
3	213	二戸市			0	0	0											
3	214	八幡平市			0	0	0											
3	215	奥州市			0	0	0											
3	216	滝沢市			0	0	0											
3	301	雫石町			0	0	0											
3	302	葛巻町			0	0	0											
3	303	岩手町			0	0	0											
3	321	紫波町			0	0	0											
3	322	矢巾町			0	0	0											
3	366	西和賀町			0	0	0											
3	381	金ヶ崎町			0	0	0											
3	402	平泉町			0	0	0											
3	441	住田町			0	0	0											
3	461	大槌町			0	0	0											
3	482	山田町			0	0	0											
3	483	岩泉町			0	0	0											
3	484	田野畑村			0	0	0											
3	485	普代村			0	0	0											
3	501	軽米町			0	0	0											
3	503	野田村			0	0	0											
3	506	九戸村			0	0	0											
3	507	洋野町			0	0	0											
3	524	一戸町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2		宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		副市区長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称			女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			1			14	0	0.0	15	0	0.0	19	0	0.0	19	0	0.0	2,752	141	5.1
3	201	盛岡市				1	0	0.0	2	0	0.0							382	25	6.5
3	202	宮古市				1	0	0.0	1	0	0.0							229	6	2.6
3	203	大船渡市	1995年11月25日	男女共同参画社会実現に向けての大船渡宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							130	6	4.6
3	205	花巻市				1	0	0.0	2	0	0.0									
3	206	北上市				1	0	0.0	1	0	0.0									
3	207	久慈市				1	0	0.0	1	0	0.0							132	11	8.3
3	208	遠野市				1	0	0.0	1	0	0.0							62	1	1.6
3	209	一関市				1	0	0.0	1	0	0.0							485	10	2.1
3	210	陸前高田市				1	0	0.0	0	0										
3	211	釜石市				1	0	0.0	1	0	0.0							137	12	8.8
3	213	二戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							166	17	10.2
3	214	八幡平市				1	0	0.0	1	0	0.0							99	15	15.2
3	215	奥州市				1	0	0.0	1	0	0.0									
3	216	滝沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	1	3.1
3	301	雫石町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	3	4.5
3	302	葛巻町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	1	3.1
3	303	岩手町										1	0	0.0	1	0	0.0	82	3	3.7
3	321	紫波町										1	0	0.0	1	0	0.0	131	8	6.1
3	322	矢巾町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	0	0.0
3	366	西和賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
3	381	金ヶ崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0
3	402	平泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
3	441	住田町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5
3	461	大槌町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	5.3
3	482	山田町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
3	483	岩泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	57	0	0.0
3	484	田野畑村										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
3	485	普代村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
3	501	軽米町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	9	10.1
3	503	野田村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	4	13.3
3	506	九戸村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
3	507	洋野町										1	0	0.0	1	0	0.0	73	7	9.6
3	524	一戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード														
		問8-1		問8-2								(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他										
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)				総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)						総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							
	小計			879	748	10,641	3,110	29.2		711	634	10,076	2,809	27.9	174	114	1,064	217	20.4	983	150	15.3	1,126	158	14.0							
3	201	盛岡市	40.0	2024年4月	104	98	1,388	407	29.3	法律、条例又は要綱等により設置されている審議会、懇談会等	57	55	885	271	30.6	6	6	37	10	27.0	53	14	26.4	54	14	25.9	1			1		
3	202	宮古市	40.0	2025年3月	79	47	674	212	31.5	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関及び市民や各種団体等の意見の反映や専門知識の導入等を図ることを目的として規則、要綱等に基づいて設置された協議会、懇談会等附属機関に準ずる機関	28	27	400	132	33.0	5	4	23	6	26.1	0	0	0.0	44	4	9.1	1			1		
3	203	大船渡市	40.0	2028年3月	52	48	702	249	35.5	1 地方自治法第180条の5に基づく審議会・委員会等 2 地方自治法第202条の3に基づく審議会・委員会等(法令により設置) 3 地方自治法第202条の3に基づく審議会・委員会等(条例により設置) 4 要綱等により設置されている審議会等	27	26	395	148	37.5	5	3	23	6	26.1	44	8	18.2	45	8	17.8	1			1		
3	205	花巻市	40.0	2024年3月	62	58	844	265	31.4	法律、条例、要綱等により設置している審議会、委員会等	61	57	833	255	30.6	5	4	38	12	31.6	35	8	22.9	36	8	22.2	1			1		
3	206	北上市	30.0	2026年3月	26	22	342	94	27.5	地方自治法(第203条の3)に基づく審議会等(広域除き)	26	22	342	94	27.5	5	4	32	7	21.9	40	7	17.5	41	7	17.1	1			1		
3	207	久慈市	40.0	2025年3月	38	33	429	140	32.6	地方自治法など各課が所管する業務に関する関係法律及び市関係条例等により設置される審議会等	12	11	189	64	33.9	5	3	43	6	14.0	32	5	15.6	33	5	15.2	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日
3	208	遠野市	30.0	2025年3月	28	21	381	109	28.6	地方自治法(第202条の3)等に基づく審議会等	26	21	381	109	28.6	5	5	33	8	24.2	27	3	11.1	28	3	10.7	1			1		
3	209	一関市	40.0(2026年3月/男女それぞれの委員数が委員総数の40%以上である審議会等の数の全審議会等に占める割合)	2026年3月	47	45	753	244	32.4	地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関及び規則又は要綱等により設置された附属機関に準ずる機関	14	14	250	77	30.8	5	3	74	5	6.8	33	4	12.1	34	4	11.8	1			1		
3	210	陸前高田市	全委員の3分の1程度	2024年3月	29	26	403	100	24.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	30	27	391	97	24.8	5	4	35	9	25.7	25	6	24.0	26	6	23.1	1			1		
3	211	釜石市	45.0	2024年3月	65	62	774	292	37.7	条例、要綱、規則により設置している審議会等	30	29	465	198	42.6	5	4	23	9	39.1	38	14	36.8	39	14	35.9	1			1		
3	213	二戸市	30.0	2026年3月	26	25	345	90	26.1	地方自治法(第202条の3)	26	25	338	85	25.1	5	3	55	9	16.4	34	5	14.7	35	5	14.3	1			1		
3	214	八幡平市	27.0	2026年3月	24	18	297	71	23.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の委員及び地方自治法第180条の5に基づく委員会の委員	19	17	244	68	27.9	5	2	32	4	12.5	33	4	12.1	34	4	11.8	1			1		
3	215	奥州市	40.0	2026年3月	30	28	612	163	26.6		27	26	547	141	25.8	5	2	37	6	16.2	46	6	13.0	47	6	12.8	1			1		
3	216	滝沢市	40.0	2032年3月	41	28	378	96	25.4	すべて	26	24	329	88	26.7	5	3	33	4	12.1	33	5	15.2	34	5	14.7	1			1		
3	301	雫石町	35.0	2025年3月	28	25	289	83	28.7	行政組織規則に定められている付属機関	30	27	368	93	25.3	5	3	24	5	20.8	38	4	10.5	39	4	10.3	1			1		
3	302	葛巻町								8	8	114	28	24.6	5	3	22	5	22.7	20	2	10.0	21	2	9.5	1			1			
3	303	岩手町	各委員ごとに目標を設定している	2027年3月	27	24	299	61	20.4	1 法律又は政令により設置されている審議会等 2 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 3 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 4 要綱等により設置されている懇談会、会議等	22	21	276	55	19.9	5	3	24	6	25.0	19	2	10.5	20	2	10.0	1			1		
3	321	紫波町	30.0	2024年3月	15	12	172	47	27.3	法律もしくは政令または条例により設置されている審議会等	9	8	141	40	28.4	5	3	26	5	19.2	38	4	10.5	39	4	10.3	1			1		
3	322	矢巾町	33.0	2026年3月	26	24	377	99	26.3	矢巾町長部局行政組織規則第13条、矢巾町教育委員会行政組織規則第18条	26	24	377	99	26.3	5	4	30	6	20.0	52	7	13.5	53	7	13.2	1			1		
3	366	西和賀町								6	5	118	21	17.8	5	3	29	5	17.2	35	6	17.1	36	6	16.7	1			1			
3	381	金ケ崎町								9	8	111	30	27.0	5	4	33	6	18.2	36	6	16.7	37	6	16.2	1			1			
3	402	平泉町	25.0	2025年3月	30	25	261	66	25.3	法令及び条例に基づく審議会、委員会等	25	22	241	62	25.7	6	5	46	9	19.6	23	3	13.0	24	3	12.5	1			1		
3	441	住田町	30.0	2026年3月	20	16	180	36	20.0	地方自治法180の5、地方自治法202条の3(法令により設置されているもの・条例により設置されているもの)	15	10	148	27	18.2	5	4	21	6	28.6	24	2	8.3	25	2	8.0	1			1		
3	461	大槌町	30.0	2028年3月	16	14	168	46	27.4		16	14	168	46	27.4	5	3	21	7	33.3	0	0	0.0	33	7	21.2	1			1		
3	482	山田町	30.0	2025年4月	14	11	172	44	25.6	地方自治法等に基づく審議会等	14	11	172	44	25.6	4	3	17	4	23.5	32	3	9.4	33	3	9.1	1			1		
3	483	岩泉町	20.0	2027年3月	20	16					20	15	256	42	16.4	5	3	21	6	28.6	31	5	16.1	32	0	0.0	2	2022年9月1日	2	2020年9月1日	2	2020年9月1日
3	484	田野畑村								10	8	95	30	31.6	5	3	20	5	25.0	24	5	20.8	25	5	20.0	1			1			
3	485	普代村								8	6	79	9	11.4	5	3	24	5	20.8	28	1	3.6	29	1	3.4	1			1			
3	501	軽米町								11	10	164	41	25.0	5	3	23	3	13.0	26	1	3.8	27	1	3.7	1			1			
3	503	野田村								4	3	52	9	17.3	5	2	24	4	16.7	27	6	22.2	28	6	21.4	1			1			
3	506	九戸村	30.0	2028年3月	15	9	163	28	17.2	法律により設置されている審議会、委員会等、条例規則等により設置されている会議等	16	10	166	27	16.3	5	4	23	7	30.4	28	2	7.1	29	2	6.9	1			1		
3	507	洋野町	40.0	2026年3月	17	13	238	68	28.6	地方自治法第203条の3	19	14	296	70	23.6	5	2	42	8	19.0	0	0	0.0	36	2	5.6	1			1		
3	524	一戸町								14	11	205	40	19.5	5	3	22	5	22.7	29	2	6.9	30	2	6.7	1			1			

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
				議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)				
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例											
			16	1の合計	32	0	30		1						29	29	29	29	22		
			5	2の合計	0	25	2		31						1	1	1	1	2		
			3	3の合計	0	6			0						1	1	1	1	2		
			9	4の合計	1	1			1						1	1	1	1	3		
3	201	盛岡市	1	盛岡市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で、次に掲げる事項に該当するものとして総務部長が指定するものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 公権力の行使に当たる行為に該当しないもの (2) 職員としての身分に關しないもの (3) 職務の遂行又は事務処理において、誤解又は混乱を生じさせるおそれがないもの	盛岡市議会	1	2	1	盛岡市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2						1	1	1	1	1	
3	202	宮古市	1	宮古市職員の文書等における旧氏使用の取扱いに関する規程 第2条 職員が、旧氏を使用することができる文書等(文書、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)、名刺その他の氏の記載を要するものをいう。以下、同じ。))は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、専ら組織内で使用する文書等で職務の遂行上支障がないものとする。	宮古市議会	1	3	1	宮古市議会会議規則 第2条 第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合にあつては14週間前)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	
3	203	大船渡市	1	大船渡市職員旧姓使用取扱規程 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に改姓前後の氏を証する書類を添えて、所屬長を通じて、市長に申請しなければならない。	大船渡市議会	1	2	1	大船渡市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
3	205	花巻市	1	花巻市職員旧姓使用取扱要綱 第3条第1項 任命権者は、前条の申請書の提出があつた場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	花巻市議会	1	2	1	花巻市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第89条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
3	206	北上市	1	北上市職員旧姓使用規程 第2条 職員は、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 職務上単に氏名を使用するもの 職員録、職員配置図、名札、名刺、職場での呼称等 (2) 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、職員の同一性が容易に確認できるもの 起案文書、回覧文書、復命書、事務引継書、公用車使用承認請求票等 (3) 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性が容易に確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの 出勤簿、時間外勤務等記録簿、休暇処理票、職務専念義務免除承認申請書等 (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める軽易な文書等	岩手県北上市議会	1	2	1	北上市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
3	207	久慈市	3	久慈市職員旧姓使用取扱規程 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 専ら組織内部又は職員相互間で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認することができ、職務の遂行又は事務の処理において誤解又は混乱を招くおそれのないもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認することができ、旧姓の使用を原因とする係争のおそれのないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのない文書等 (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める軽易な文書等	久慈市議会	1	3	1	久慈市議会委員会条例 (欠席の届出) 第15条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために、出席出来ないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1		久慈市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員に長期欠席期間が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬の額に、長期欠席期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 90日を超え365日以下 100分の80 (2) 365日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、長期欠席期間の初日から起算して90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、長期欠席期間の末日の属する月までの議員報酬について適用する。ただし、議員報酬を減額した支給を開始すべき月に長期欠席期間を終えた議員に対する議員報酬については、同項の規定は、適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、適用する割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額される月の現日数を基礎として日割りにより計算する。 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)の前6月以内の期間において前条の規定により議員報酬の額を減額された月があるときの期末手当の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき期末手当の額に、前条第1項に掲げる長期欠席期間に応じた割合を乗じて得た額とする。 2 前項の規定により期末手当を減額して支給する場合において、適用される前条第1項に掲げる長期欠席期間に応じた割合が異なる場合の期末手当の額は、割合が低い方を適用して計算する。 第5条 長期欠席期間が次に掲げる事由により生じた場合は、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病 (2) 出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項に規定する産前産後の期間の範囲内である場合に限る。) (3) その他議長が前2号の事由に準ずると認める場合	1	1	1	1	1	1
3	208	遠野市	1	遠野市職員旧姓使用取扱規程 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 専ら組織内部又は職員相互間で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認することができ、職務の遂行又は事務の処理において誤解又は混乱を招くおそれのないもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認することができ、旧姓の使用を原因とする係争のおそれのないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのない文書等 (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める軽易な文書等	遠野市議会	1	3	1	遠野市議会会議規則 第2条 議員は、公務出張、疾病、災害、看護又は介護、出産、育児、忌引、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
3	209	一関市	4	一関市職員旧姓使用取扱規程 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 専ら組織内部又は職員相互間で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認することができ、職務の遂行又は事務の処理において誤解又は混乱を招くおそれのないもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認することができ、旧姓の使用を原因とする係争のおそれのないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのない文書等 (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める軽易な文書等	一関市議会	1	2	1	一関市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第9条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
3	210	陸前高田市	2	陸前高田市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 職務上単に氏名を使用するもの 職員録、職員配置図、名札、名刺、職場での呼称等 (2) 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、職員の同一性が容易に確認できるもの 起案文書、回覧文書、復命書、事務引継書、公用車使用承認請求票等 (3) 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性が容易に確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの 出勤簿、時間外勤務等記録簿、休暇処理票、職務専念義務免除承認申請書等 (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める軽易な文書等	陸前高田市議会	1	2	1	陸前高田市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
3	211	釜石市	2	釜石市議会	1	2	1	釜石市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
3	213	二戸市	1	二戸市議会	1	2	1	二戸市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
3	214	八幡平市	1	八幡平市議会	1	3	2	八幡平市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、八幡平市に勤務する一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保持するとともに、職員が互いの個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が戸籍上の氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	2		2	2	2	2	2	2	2
3	215	奥州市	1	岩手県奥州市議会	1	2	1	奥州市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
3	216	滝沢市	1	滝沢市議会	1	2	1	滝沢市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
3	301	磐石町	3	磐石町議会	1	2	1	磐石町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
3	302	葛巻町	2	葛巻町議会	1	3	2	岩手町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			3	3	3	3	3	3	3
3	303	岩手町	1	岩手町議会	1	2	1	岩手町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
3	321	紫波町	2	紫波町議会	1	3	1	紫波町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
3	322	矢巾町	3	矢巾町議会	1	2	1	矢巾町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	2
3	366	西和賀町	1	西和賀町議会	1	2	1	西和賀町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
3	381	金ケ崎町	4	金ケ崎町議会	1	2	1	金ケ崎町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 3 議長は、前項の届け出のあった議員の氏名を、会議に報告しなければならない	2					1	1	1	1	1	1
3	402	平泉町	4	平泉町議会	1	2	1	平泉町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	3

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。								
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。									
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
3	483	岩泉町	1	岩泉町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、岩泉町に勤務する一般職の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保持するとともに、職員が互いの個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備を図るため、職員が戸籍上の氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1)職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じるおそれのない文書等 (2)専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの (3)職員の権利義務に関する文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれのないもの (4)前3号に掲げるもののほか、所屬長が適当と認める軽易な文書 2 次の各号に掲げる文書等については、旧姓を使用できないものとする。 (1)職員の身分関係に関する文書等で、法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (2)職員の権利義務に関わる文書等で、法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (3)公権力の行使に関わる文書 (4)前3号に掲げるもののほか、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書 (旧姓使用の承認の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を所屬長を経由して任命権者に提出するものとする。 3 前項の申請を行う場合は、旧姓及び変更後の戸籍上の氏名を確認するため、改姓前後の氏を証する書面を添えるものとする。 4 他の任命権者の事務部局において旧姓の使用を承認されていた職員が別の任命権者の事務部局の職員に任用されたとき、又は新たに採用された職員が旧姓を使用しようとするときは、2項の規定にかかわらず、任用の日以降速やかに旧姓使用承認申請書を任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第4条 任命権者は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、任命権者は、特別の必要があると認めるときは、旧姓の使用を承認しないことができる。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)によりその旨を所屬長を経由して当該承認を受けた者(以下「旧姓使用者」という。)に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 (承認の取消) 第5条 任命権者は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者の旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、その旨を所屬長を経由して当該旧姓の使用の承認を取り消された職員に通知するとともに、旧姓使用者台帳にその旨を記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を所屬長を経由して任命権者に提出し、承認を得なければならない。 2 任命権者は、旧姓使用者の旧姓の使用の中止を承認したときは、旧姓使用中止通知書(様式第5号)により所屬長を経由して当該承認を受けた者にその旨を通知するとともに旧姓使用職員台帳にその旨を記載するものとする。 (旧姓使用の申請の制限) 第7条 前条第2項により旧姓の使用の中止を承認された職員は、特段の事情無く再び旧姓の使用の承認を請求することはできない。 (旧姓使用者等の責務) 第8条 旧姓使用者は、旧姓を使用するにあたっては、常に町民又は職員に誤解や混乱を生じさせないよう努めなければならない。 2 旧姓使用者は、町民及び組織内部に混乱を生じさせないため、旧姓使用を認められた文書については統一して旧姓を使用しなければならない。 3 任命権者は、旧姓使用職員台帳を整備し、旧姓使用の申請、旧姓使用開始年月日、使用する旧姓、旧姓使用の中止については、履歴書、身志明細書に記載するとともに、旧姓使用の適正な運用管理に努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。	岩泉町議会	1	4	1		2									

